

議第29号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号）

富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会の項の次に次のように加える。

富士市立 中学校部 活動地域 移行協議 会	市立中学校の部 活動の地域移行 に関する事項に ついて協議する こと。	10人以内	(1) 保護者 (2) スポーツ関係団体の代表者等 (3) 文化関係団体の代表者等 (4) 公募による市民 (5) 学識経験者 (6) 学校教育関係者	2年
-----------------------------------	---	-------	--	----

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第30号

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年富士市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「、利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「前2項の規定による特定個人情報」を「第2項の規定による特定個人情報又は前項の規定による利用特定個人情報」に改め、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議第31号

富士市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員定数条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市職員定数条例（昭和41年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「5人」を「6人」に改め、同項第8号中「93人」を「95人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第32号

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市職員の給与に関する条例(昭和41年富士市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表5級の項中「センター長」の次に、「、分室長」を加え、同表6級の項中「統括主幹」の次に「、統括専門員、主任専門員」を加え、同表8級の項中「デジタル推進室長」の次に「、理事」を加え、別表第4(4)医療職給料表(2)等級別基準職務表6級の項中「副技師長」の次に「、統括専門員、主任専門員」を加え、別表第4(5)医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項中「統括主幹」の次に「、統括専門員、主任専門員」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第33号

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富士市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第22条（第2項第1号を除く。次項及び第24条の2において同じ。）の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは、「100分の15」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項前段中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第24条の2 給与条例第22条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の15」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第22条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（富士市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正）

2 富士市技能労務職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第35号）の一部を次のよう

に改正する。

第4条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 富士市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富士市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(富士市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 富士市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富士市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する」を加える。

議第34号

富士市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

富士市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市特別会計条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市特別会計条例（昭和48年富士市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本則第4号の規定は、令和5年度予算に係る出納の整理について、なおその効力を有する。

議第35号

富士市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例制定について

富士市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

富士市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年富士市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第36号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第16号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(16)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により請求する場合及び当該発行に係る戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。）に係る手数料 1件につき 400円

第2条第1項第17号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(17)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により請求する場合及び当該発行に係る除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。）に係る手数料 1件につき 700円

第2条第1項第20号中「届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項」を「戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容」に改め、同項第22号中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、同項第86号の5の表及び同表備考2、同項第86号の6の表及び同表備考2並びに同項第86号の7の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項第94号の表貯蔵所の項中

「		「
118万円	を	145万円
141万円		172万円

159万円
195万円
227万円
455万円
582万円
707万円

」

192万円
236万円
274万円
564万円
724万円
879万円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第16号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第17号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定並びに同項第20号及び第22号の改正規定は、同年3月1日から施行する。

議第37号

富士市立こども発達センター条例の一部を改正する条例制定について

富士市立こども発達センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立こども発達センター条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号）

富士市立こども発達センター条例（平成3年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項の表中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第3条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第38号

富士市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

富士市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市子ども医療費助成金支給条例（平成9年富士市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（自己負担金の償還）

第8条の2 受給者証に記載されている有効期間の最初の日が属する年度（有効期間の最初の日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては、その日の属する年度の前年度）分の、受給資格者及びその配偶者の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を合計した額が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に掲げる表の第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定める額未満である場合にあっては、別表に定める自己負担金について、受給資格者が負担した金額の償還を受けることができる。

2 前項の規定により自己負担金の償還を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請をしなければならない。

第10条の見出し中「助成金」を「助成金等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第8条の2第1項の規定により受給資格者が償還を受けた自己負担金について準用する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第8条の2第1項の規定により受給資格者が償還を受けた自己負担金について準用する。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議第39号

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和55年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第40号

富士市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

富士市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市介護保険条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市介護保険条例（平成12年富士市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「3万3,600円」を「3万1,668円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「4万7,040円」を「4万7,676円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「5万400円」を「4万8,024円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「5万7,120円」を「5万9,160円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「6万7,200円」を「6万9,600円」に改め、同項第6号中「7万5,936円」を「7万8,648円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第7号中「8万7,360円」を「9万480円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第8号中「10万4,160円」を「10万7,880円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第9号中「11万880円」を「11万8,320円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第10号中「12万4,320円」を「14万6,160円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第11号中「13万1,040円」を「15万6,600円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第12号中「14万1,120円」を「17万520円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、同項第13号中「15万4,560円」を「18万7,920円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万160円」を「1万9,836円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万160円」を「1万9,836円」に、「3万3,600円」を「3万3,756円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万160円」を「1万9,836円」に、「4万7,040円」を「4万7,676円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「第39条第1項第1号から第5号」を「第38条第1項第1号から第5号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市介護保険条例の規定は、令和6年度から令和8年度までの保険料について適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例による。

議第41号

富士市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市都市公園条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市都市公園条例（昭和48年富士市条例第39号）の一部を次のように改正する。

「
別表第1中 富士総合運動公園 を 富士総合運動公園
富士川緑地 に改める。

別表第2 富士川緑地の項中「ソフトボール場 少年ソフトボール場」を「ソフトボール場」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2 富士川緑地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第42号

富士市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

富士市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市営住宅条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市営住宅条例（平成9年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第43号

富士市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号）

富士市空家等の適正管理に関する条例（令和3年富士市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域内に所在するものをいう。

第2条第4号中「第3条」を「第5条」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「第14条」を「第22条」に改め、同条第2項中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「助言又は指導」を「措置」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長が管理不全空家等の所有者等に対し行う指導及び勧告については、法第13条に定めるところによる。

第9条第2項中「助言又は指導を行う」を「措置を講ずる」に、「第11条」を「第10条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第44号

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び診療情報管理室」を「、診療情報管理室及び新病院建設準備室」に改める。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第45号

富士市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市社会教育委員設置条例（昭和42年富士市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「17名」を「15人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

議第46号

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号）

富士市都市公園運動施設条例（平成17年富士市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表富士川緑地の項及び第6条の表富士川緑地の項中「ソフトボール場 少年ソフトボール場」を「ソフトボール場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第47号

財産の減額貸付に関し議決を求めることについて
(岳南富土地方卸売市場に係る土地の減額貸付)

岳南富土地方卸売市場に関し、次により土地の減額貸付をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 土地の概要

富士市荒田島字鮎川188番1ほか12筆(別紙のとおり)
25,679.85平方メートル

2 貸付の相手方

富士市田島100番地
富士中央青果株式会社
代表取締役 小林 充

3 貸付金額

7,293,077円

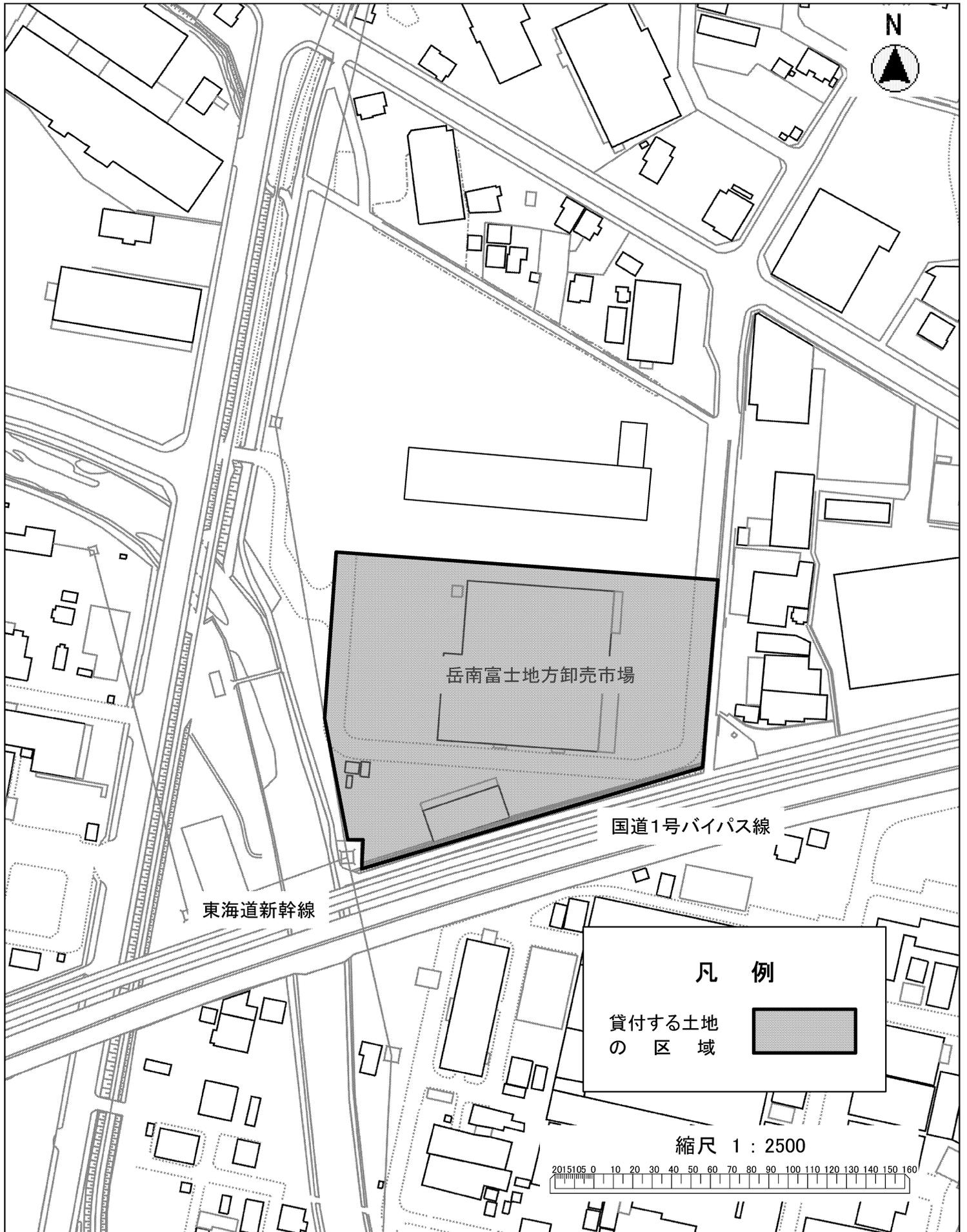
4 貸付の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

減額貸付をする土地

No.	所在地番	登記簿地目	面積 (m ²)
1	富士市荒田島字鮎川188番1	宅地	182.85
2	富士市荒田島字鮎川199番1	宅地	6,747.54
3	富士市津田字中ノ島121番1	宅地	789.53
4	富士市津田字中ノ島121番16	宅地	109.31
5	富士市中河原字舟川添1番	宅地	59.50
6	富士市田島新田字城山1番1	宅地	1,102.29
7	富士市田島字元屋敷10番1	宅地	8,700.10
8	富士市田島字元道49番2	宅地	1,301.04
9	富士市田島字山神東100番1	宅地	3,753.42
10	富士市田島字堤外元屋敷145番2	宅地	2.63
11	富士市田島字舟川添150番1	宅地	16.02
12	富士市田島字舟川添151番1	宅地	2,894.35
13	富士市田島字窪田67番2	宅地	21.27
合 計			25,679.85

岳南富土地方卸売市場位置図



議第48号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(砂山公園プール及び砂山公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1 公の施設の名称 | (1) 砂山公園プール
(2) 砂山公園 |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市振興公社 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

議第49号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第50号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線廃止調書のとおり

議第51号

市道路線の変更について

市道の路線を次のように変更することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

令和6年2月15日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線変更調書のとおり